
平成28年第6回大和町議会定例会会議録

平成28年12月8日（木曜日）

応招議員（18名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 千坂博行君 | 10番 | 今野善行君 |
| 2番 | 今野信一君 | 11番 | 藤巻博史君 |
| 3番 | 犬飼克子君 | 12番 | 平渡高志君 |
| 4番 | 馬場良勝君 | 13番 | 堀籠英雄君 |
| 5番 | 槻田雅之君 | 14番 | 高平聡雄君 |
| 6番 | 門間浩宇君 | 15番 | 堀籠日出子君 |
| 7番 | 渡辺良雄君 | 16番 | 大須賀 啓君 |
| 8番 | 千坂裕春君 | 17番 | 中川久男君 |
| 9番 | 浅野俊彦君 | 18番 | 馬場久雄君 |

出席議員（18名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 千坂博行君 | 10番 | 今野善行君 |
| 2番 | 今野信一君 | 11番 | 藤巻博史君 |
| 3番 | 犬飼克子君 | 12番 | 平渡高志君 |
| 4番 | 馬場良勝君 | 13番 | 堀籠英雄君 |
| 5番 | 槻田雅之君 | 14番 | 高平聡雄君 |
| 6番 | 門間浩宇君 | 15番 | 堀籠日出子君 |
| 7番 | 渡辺良雄君 | 16番 | 大須賀 啓君 |
| 8番 | 千坂裕春君 | 17番 | 中川久男君 |
| 9番 | 浅野俊彦君 | 18番 | 馬場久雄君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|-----------|---------------------|-------------|
| 町 長 | 浅 野 元 君 | 保健福祉課長 | 千 葉 喜 一 君 |
| 副 町 長 | 遠 藤 幸 則 君 | 産 業 振 興 課 長 | 後 藤 良 春 君 |
| 教 育 長 | 上 野 忠 弘 君 | 都市建設課長 | 佐々木 哲 郎 君 |
| 代表監査委員 | 櫻 井 貴 子 君 | 上下水道課長 | 蜂 谷 俊 一 君 |
| 総 務 課 長 | 櫻 井 和 彦 君 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 千 坂 俊 範 君 |
| まちづくり 政 策 課 長 | 小 川 晃 君 | 教育総務課長 | 佐 藤 三 和 子 君 |
| 財 政 課 長 | 高 崎 一 郎 君 | 生涯学習課長 | 村 田 良 昭 君 |
| 税 務 課 長 | 三 浦 伸 博 君 | 総 務 課 危 機 対 策 室 長 | 文 屋 隆 義 君 |
| 町民生活課長 | 長 谷 勝 君 | 税 務 課 徴 収 対 策 室 長 | 浅 野 義 則 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 内 海 義 春 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 熊 谷 実 君 |

事務局出席者

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 浅 野 喜 高 | 主 任 | 本 木 祐 二 |
| 次 長 | 櫻 井 修 一 | | |

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時30分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

それでは、ただいまから本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番千坂裕春君及び9番浅野俊彦君を指名します。

日程第2「議案第80号 大和町農業委員会の委員及び大和町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議案第80号 大和町農業委員会の委員及び大和町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しておりますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

1点だけです。

議会の同意を必要とするということなのですが、一括同意なのでしょうか。それとも委員さん各自の同意なのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 (後藤良春君)

個別の、個別一人一人のになります。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑はありませんか。12番平渡高志君。

1 2 番 (平渡高志君)

これ、今度報酬が引き上げになるようではありますが、これは大和町独自、それとも統一での価格なのかお伺いをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 (後藤良春君)

独自でございまして、委員と最適化委員は前回に説明したとおり委員報酬の5,900円というものが特別職の、非常勤職員の報酬で5,900円と決まっておりますので、それを月4回、それ掛ける12回で28万3,200円としたものでございます。それに伴いまして、会長代理が1.1倍、会長が1.25倍。この1.1倍と1.25倍につきましては県内の状況を見合わせまして決定させていただいたものでございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

12番平渡高志君。

1 2 番 (平渡高志君)

大和町単独であれば町長にお伺いいたします。

特別職は、十数年前に一律2%、非常勤のは引き下げたことがございますよね。それから一切、もう10年くらいたっているんですけどもない。ただ、今回、農業委員が特別職の非常勤職でありながらこれくらい上がるということで、その他の役員の非常勤の特別職の報酬は一切考えていないのでしょうか。お伺いをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の報酬の値上げにつきましては、農業委員会制度が変わったということであり
ます。したがって、その中で報酬に、年報酬に変わったわけですので、今回単価につ
きましては前のままの、前のままと言っては変ですけれども、今使っているものにつ
いての単価掛ける月4回掛ける12カ月という形にいたしました。その結果として、も
ちろんふえた形にはなっているところでございますが、そういった中でございまして、
制度が変わった中での見直しをしましたので、そういった考え方を持ちました。した
がって、そのほかの方々につきましては、基本的な考え方は変わっておりませんので、
単価の見方とかですね、そういったものは変わっておりませんので、今現在のところ、
ほかのものについての単価の見直しということは現在考えておらないところでござい
ます。

議 長 （馬場久雄君）

12番平渡高志君。

1 2 番 （平渡高志君）

一律2%引き下げてからそのまま、結局その後いろいろ予算的なものも、町税も
上がってまいりましたし、やはりこれは町長のほうから報酬審議委員会のほうに、や
はり今の教育委員さん並びにいろいろな役職ございますけれども、区長職とか、そう
いうのを一律にあのときは下げたんですよ。それからもう10年くらいたっておりま
すので、やはりそれも、この農業委員の報酬見直しにあわせて考えていくべきじゃな
いかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまでの報酬の見直しというのは、2%下がったままといえますか、下がった段
階になっています。今回のものとあわせてというよりも、そちらにつきましてはこれ
とはまた別な形で、周りの状況とかを見ながら、そういったものを勘案しながら今後
いろいろ考えていかなければいけないのではないかと。これと一緒にということでは
なくてと考えます。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑ございますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですからこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第81号 大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第81号 大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第82号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費

に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第4、議案第82号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第83号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第5、議案第83号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第84号 平成28年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第6、議案第84号 平成28年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。8番千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

事項別明細書7ページの企画費工事請負費の539万1,000円、南部コミュニティセンターの案内板と聞いておりますが、案内板、当初予算ではできなかったのか、どうしても補正じゃなければいけなかったか理由、それと、何枚を何カ所、どこに設置されるのかお聞きします。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

案内標識の設置につきまして、今回補正でお願いをしております。案内標識につきましては、周囲の状況を見ながら設置場所の検討をする、そういった必要がございまして、当初予算では大変申しわけございませんでしたが計上することができませんでした。今回補正予算でお願いをするものでございます。

設置箇所につきましては、案内標識6カ所を設置をいたすものでございますが、1カ所につきましてはヤマザワ交差点のところに設置いたします。ちょうど前河原熊谷線でございます。2カ所目がカワカミ歯科クリニック前交差点、これも同じく町道前河原熊谷線でございます。3カ所目がヤマザワ交差点からもみじヶ丘方向に向かいまして杜の丘一丁目の交差点、こちらに設置をいたします。4カ所目が南部コミュニティセンターの東側の入り口付近、ここに設置をいたします。5カ所目が県道大衡仙台線の杜の丘団地の入り口交差点、こちらに設置をいたします。6カ所目がもみじヶ丘のみやぎ生協大富店前交差点、こちらに設置をするものでございます。以上でござい

ます。

議 長 （馬場久雄君）

8 番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

今、課長のお話で、どういったルートでということで案内板を決めるために補正になったという話ありましたが、南部コミュニティセンターの場所は大分前に決まっています、そういったものを決めるときにどういう道筋で来るものかということは予想されてその場所につくるんですから、本来当初予算であるべきものかと私は思っております。また、6カ所というのは全て同じ形状どころでやっているのかどうか、この2点もう一度お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

当初予算で本来であれば当然計上すべきものであったと思います。大変申しわけございませんでした。

6カ所の、設置いたしますけれども、内容的には両方向から見える両面式が5カ所、それから……失礼いたしました、6カ所とも両側から見える両面式の案内標識でございます。その中で、複柱式が4カ所、単柱式という柱が1本だけ立っているものが2カ所、合わせて6カ所でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

8 番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

やはり、こういった計画というのは総合的に考えられるものですから、案内板であったとしても当初予算でしかるべきだと思います。

それで、何でこだわるかと言うと、やはり補助金のほうが減額されたという中でそ

ういったものに充てられることができなかつたので補正に回してしまえというような考えがあつたように、私はとつてしまうんですね。そういったことなかつたですか。また、案内板の形状に関しては了解いたしました。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

南部コミュニティセンターの建設費につきましては、先日の議会で減額をいたしました。全体の事業費としては4割の交付金を確保しているものでございます。

それから、こちらの案内標識につきましては、これは交付金の対象外でございます。単独での執行を行おうとするものでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。9番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

事項別明細書の19ページ、10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。1,999万9,000円ということでありまして、単独災害復旧費ということで今回自主財源での復旧工事を申請するものであると思ひますけれども、国または県の補助メニュー等は当たられた結果該当せず単独ということでの補正予算であるかどうかお伺いしたいと思います。（「ただいまの質疑は17ページですのでよろしくお願ひします」の声あり）17ページです。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

お答えいたしたいと思ひます。

15款工事請負費、これにつきましては、前に災害がありましてもう一度ちよつとなつたものですから、国の助成は受けられなかつたということでございます。あと、も

う一つ、19節負担金、小災害のほうにつきましては町の単独で行うものでございます。
以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）
9 番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）
もう一度、今のご答弁で確認をしたいんですが、これ、そもそも9・11による災害の話なのか、それ以前なのか、激甚災害の中に盛り込んでいけば国庫補助が受けられた内容であったのかどうか、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

15節の工事請負費のことだと思いますけれども、この件につきましては、ことしの台風9号によります災害でござまして、その前の年にこのところは災害を受けておりました、それで復旧はしたんですけれども、説明をしたとおり台風5号から9号まで続けて来たものですから、一度直したところをもう一度山から、ふだんは山から下りてくる水が、沢が、水が流れていないんですけれども、連続して台風が来たことによりまして、山に水が大量に蓄積されておりました、それで一気にふだんは空堀のところに水が来まして、災害復旧したところまたやられてしまったという経緯がありまして、今回単独ではございますが計上させていただきました。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
9 番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）
状況のほうは理解をいたしました。国なり県とも協議はなされたという結果での単独というところでのいいのか、再度確認をお願いしたいと思います。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

昨年やったもので続けては無理だということで、そういうことでございます。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

事項別明細書の15ページ。9款教育費1項教育総務費2目事務局費の11節需要費20万9,000円、修繕料、ハイブリット車のバッテリーということだったんですけども、随分金額的に高いなと感じるんですけども。車の、要は前のバッテリーじゃなくて後ろのバッテリーを取りかえたということによろしいんですか。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長（佐藤三和子君）

プリウスになります。そうですね、後ろの部分のバッテリーを交換したということになります。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第85号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第7、議案第85号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第86号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第8、議案第86号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第87号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計補正
予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第9、議案第87号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第88号 平成28年度大和町下水道事業特別会計補正予
算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第10、議案第88号 平成28年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第88号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第89号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計
補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第11、議案第89号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第89号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第90号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第12、議案第90号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第91号 平成28年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第13、議案第91号 平成28年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第92号 指定管理者の指定について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第14、議案第92号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。8番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

指定管理者選定委員会の事務局であるまちづくり政策課とその委員長である副町長にお尋ねいたします。

本来、応募要件には、例えば禁固以上の刑になった場合、それは経過5年とか10年たたないと応募できないとか、または不祥事があったものに対しても同じような条件があるというようなものだと私は認識しておりますが、そういった応募要件というものはまずなかったのかということと、委員何名で構成されているかはわかりませんが、その会社の単なる事務的またはそういったものの評価の中で、決定されている中で、その前に評価する前に、委員さんの間でいろいろな意見を交換した中で、何か今回はというものの意見を出すような委員さんはいなかったのか。それと、関連の情報として、10月の15日と16日にみやぎまるごとフェスティバルということで、勾当台公園、市民広場、または県庁の前の広場で各市町村のブースを出した町のPR的なものがあった中で、私も10月15日に参加させていただいて、大和町のブースを訪れていろいろな物を購入させていただいた中で、見学していたところ、夫婦の方の奥さんが大和町のおそばでも食べていこうかという話の中で、ご主人のほうで「ここの町はだめだ。なぜならこの間職員が不祥事というか使い込みをしている」という話をしていたんです。何のことかなと私も思ったんですが、やはり、全体的な捉え方というのは、大和町に在住しているとそういう捉え方されてしまうんですね。そういった中で、委員さんの中にそういったものを述べる人がいたかどうかということでお尋ねしていたんですけれども、その情報も兼ね合わせて答弁をお願いしたいんですけれども。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問で、最初の募集の条件の関係でございますが、募集要項といたしまして応募の資格を定めてございます。それで、応募資格といたしまして、

法人その他の団体である、それから団体またはその代表者が次のいずれにも該当しない者であることといたしまして、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ていない者、それから一般競争入札の参加を制限されている者、それから指定管理者の取り消しを受けたことがある者、国税及び地方税を滞納している者、そして施設の管理運営を安定的かつ円滑に行える団体であること、以上が応募資格としております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

まず、選定委員会のメンバーでございますが、私副町長、教育長それから財政、保健福祉、都市建設、教育総務課長の6名のほかに、外部委員という形で大和町の介護保険運営委員会のほうから保健師の方、それから大学の准教授の方、看護師の方3名を入れた9名で実施をしております。2回目につきましては、これらのメンバーのうちから2名が欠席がありましたので7名で11月18日にやっております。1回目につきましては、それぞれ応募が1社という形でございますので、項目に従ってそれぞれ選考いただきました。まず、平等性、これは管理運営の体制、利用者の平等な利用サービスの向上が図れるかどうか、この事業計画全般についての審査項目でございます。それから、2点目でございますが、有効性ということで、施設の有効利用の最大限の発揮ということで、事業方針、施設の管理方針などについて選定の中身になります。3点目が経済性ということで、施設の適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られているかどうか、これは、施設の管理方式並びに団体組織運営に関する書類関係、収支予算関係が審査の対象になるものであります。4番目が安定性ということで、施設の管理を安定して行う能力があるかどうか、収支予算書、経営状況を示す書類関係、緊急時の対策関係、団体の組織及び運営に関する書類関係について審査の内容になっております。5点目がその他ということで、事業計画の特異事項ということで、環境配慮型の推進が図られているかどうか、いずれも5項目にわたりまして、それぞれ5点配点で合計で25点でございます。1回目の10月7日の審査におきましては、9名の審査員の総合計を平均化いたしまして、25点中20.8というような結果でございます。要項に従いまして、25点から15点までの場合は指定管理候補者として決定をするということで、10月7日について候補者と決定をしたものでございます。2回目につきま

しては、一般質問にもございましたとおり、10月12日に新聞報道があった結果を踏まえて、10月28日に文書にて永楽会のほうに照会を行い、11月9日にその解答を受けた中身をもって11月18日にその選定内容についての審議を行ったものであります。まず、開会に当たりまして私のほうから10月7日に決定した内容につきまして、皆様ご存じのとおりグループホームすずらん、それからデイサービスセンターすずらん、それからひだまりの丘の指定管理者の候補者に決定をしてみっておりますが、一旦保留の上、永楽会等に関する質疑等を行って……、質疑を行ったところでございます。永楽会のほうには文書におきましてグループホームすずらんの運営状況について、入居者名簿の預金貯金に係る保管及び管理状況、それから出金の手続、その後の現金管理及び経理の状況等について回答を求めているところでありますし、本件の事案を含めて当該施設管理の懸案事項の改善内容についても伺ったところでございます。デイサービスひだまりの丘、すずらんに係りましては、施設の利用者からの利用料金の徴収手続、その後の経理状況について伺ったところであります。あわせて、その後の懸案事項の改善内容についても伺っております。あと、県のほうからの実施の監査があったわけでありましたが、その内容の部分についても伺っているところでございます。これらを含めて改めて永楽会から報告のあった内容についてご説明を申し上げ、再度審議を実施することとしたものでありますので、審議内容についてはこれらを踏まえて前回の承認の内容について、承認をするか否かについての重要な議題をなりますので、委員の方たちにそれぞれお願いを申し上げたところでございます。概要説明を終わった後に、各委員のほうから質疑がありました内容をご紹介しますが、まず、委員のほうからは2名体制で立ち会うという形でありましたが、職員体制の中で可能なかどうかという形でありましたが、これについては永楽会のほうでは十分わかまえながら完全な運営をするためにも2名体制を堅持をするというような形でありました。それから、利用料金について現金で預かる部分もあったわけですが、これについては2名体制で出納帳も含めて最終的には永楽会本部からの決算の承認の印鑑をもらうような形での取り扱いを行うという形で改善内容が示されておりました。それから、あさいなで起こりました事件の概要について、10月26日までに使途不明金については返済されたという報告がございましたので、大和町に係る分はどういった状況なのかという質疑がございました。大和町では利用者が12名いた中で、全体で3,750万円のうち大和町では503万1,030円という状況でありまして、これについては全て10月26日まで返還がされているというような内容でございます。こういった審議を経た上で、再度10月7日の候補者として決定したことについて確認を行ったところ、全員の挙手に

より確認をしたところでございます。以上のような内容でございます。

議 長 (馬場久雄君)

8 番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいま説明があったところで、まず一般入札の停止を受けていないところ、私は、これに限りなく近い案件かなと感じております。それと、そういう選定項目の評価はどちらかというとならと経営的に安定しているものかそうじゃないものに割と終始しているようなところ、または契約するときにシステムが預り金を発生しない状況でやっているからということなのですが、説明なんです、それまでも項目にうたっているわけじゃなければ、いつでもそういう制度というものは変えられるんじゃないかと。2名体制で行うといっても、人員少ない中で、場合によっては、どこかと兼務する中でそういった常に2名体制で常駐できるのかとか、そういったものを潰すと、かなり難しいんじゃないかなという判断なんですけれども、常駐なんですか、それともどこかと兼務される状況ですか。またはその方が不足した場合はどういった対応を町としてはとるお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 (遠藤幸則君)

一般競争入札、指名停止の関係かと思うんですが、指名停止に係るその要件の中には談合なり、それから契約の不履行さらには独禁法の関係、贈賄関係、こういった部分では指名停止の要件がございますし、あと契約書に虚偽記載、そういった形、あるいは工事期間中に人身事故を起こしたとか、そういった場合には指名停止要件にあるんですが、今回の中の委託の部分におきましては、先ほど申し上げたとおり公人としての部分として、今回あさいな学園というところで副園長が公金というのでしょうか使い込みをしたというのがございまして、改めて永楽会のほうに問い合わせをしたところ、公金、利用者からの預り金等の取り扱いについては、施設入所者金銭管理規定というのがございましたんですが、これの徹底が確実にあさいな学園では行われていなかったということがわかりました。ほかの施設においては、この施設入所者金銭管

理規定に基づいて実施をされていたんですが、あさいな学園におきましては、使い込みを行った職員の方については総務課長時代からあったんですが、総務課長時代は上に副園長さんがいて、2名体制だったんですが、この方が、上の方がいなくなって、副園長と総務課長が兼務したような形で実質1人での体制となっていたということで、使い込みの案件が出てきたような状況でございます。町で委託をしておりますデイサービスセンター、さらにはグループホームすずらん3施設におきましてはこういった事案はなかったことが確認をされております。また、ほかの永楽会が所管しております施設関係でも、この施設入所者金銭管理規定に基づいて適正に行われていたという事実も発覚しました。あさいなでの部分が、1つの施設がそういった形になったということでもありますし、永楽会全体としてはこの管理規定にプラスして改善という形で、預金通帳及び印鑑の取り扱いについては園長が責任を持って行い、印鑑と通帳は保管職員を別に分けると。それから入出金に当たってはその都度台帳に記載し、そういった記録は毎月1回以上園長へ報告し決裁を受けなければならない。さらには、個人通帳の出入の残高確認を毎月行うというような改善を行っているところでございます。以上です。

議長 (馬場久雄君)

8番千坂裕春君。

8番 (千坂裕春君)

確認なんですけれども、システムが変わったときにはどうなんですかという私の質問では、それ変われば虚偽申請ということなんですか。私聞いているのは、預り金の発生するシステムでやっているところでは今回はないので、大丈夫だといった中で、5年間の中でそういったシステムにしていく可能性だってあるわけですよ。そういったものになった場合どうするんですかということのお問い合わせが1点。それで、3点目の質問としては、やはりこういう機会と言ったら語弊があるかもしれませんが、競争原理とサービスの向上のためには、もうちょっと考えるべきだったと思いますけれども、そういうふうに使われたことはなかったでしょうか。

議長 (馬場久雄君)

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

町で募集の要項、それに毎年1回モニタリングを行っております。その要項も含めて7月6日に行ったときにはこの3施設についてはいずれもモニタリング上は適でございました。ただ、おっしゃるようにそのシステムの中で変わった部分、町としましても現金取り扱いの利用料とか現金の取り扱いに関する項目が欠けていたのは間違いなく欠けていたところがございますし、それに対するチェック項目がなかったのも事実でございます。改めてこの指定管理者の要項等の見直しを行い、それらの項目をつけ加えた中でモニタリングをきちっとやる部分もこれから当然必要だと思っております。

それから競争原理ということでございますが、8月2日から9月3日の中の応募期間で公募したわけでございますが、1社でございました。平成18年からこの施設、公募による指定管理を行っているんですが、3回とも応札は1社という形でございました。先ほど申し上げましたとおり1社でもその内容を吟味いたしまして点数をつけて、ある点数以上でなければ指定管理者候補者にはしないというようなのがございますので、そういった経緯を含めて今行っているところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。12番平渡高志君。

1 2 番 （平渡高志君）

今回の件で、永楽会は、あさいなは県の施設ですよね、県のほうから指名停止はなかったのかどうか。また、今回10月7日に委員会をやって発覚したのが12日、5日後、その後11月9日までは1カ月間、発覚して以来指名委員会は動いていないんですよね。何で1カ月もあけたのかなと。もしそのときすぐやって、公募のやり直しとか、永楽会を外した中で公募をしなかったのか。6カ月あるんですよね、来年の4月からということになれば。やはり、初めから永楽会ありきで私はやっているのかな、今までそれを3回、ずっと20年間ですか、18年、20年間やっておる中で、私は1社だけというのがそういういろいろな問題が出てくるのかなと、その2点どうぞよろしく。

議 長 （馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

まず、1点目、県からの指導はなかったのかということですが、県のほうからは10月6日にあさいな学園の緊急監査がございまして、県のほうから10項目ほど指摘がございました。例えば、多額高額にかかわらず1人で出入金していることは極めてずさんであるということ。園長としての金銭感覚が全くなっていない。そのほか、平成27年、28年度実施計画の回答があったが管理状況は事実と異なっていたのではないかとかですね。長い間確認できないことは無責任である、法人の管理能力が全くなっていないというのもありました。これらの部分で、それから、あと調査を早く完了させ被害額を確定し、利用者へ早く返還するというような指摘もあります。まず、1点目については、出入金については事務員2人態勢で実施することにしましたということでありまして、引き落とし伺いにつきましても個々に記載伺いにしたところでもあります。それから、通過通帳という一旦利用者、入所者から預かった金を通過通帳というようなところに入れて、そこからまた商店なり支払い先に出していくんですが、通過通帳はなくすことにしたというような永楽会からの報告でございまして、信頼できる方という形で1人に任せきりの状態であったことがこの原因であるということで、2人態勢に改善をするということですが、また被害額については、10月31日までに利用者口座に振り込むということで、実際は10月26日に完済をされているものでございます。

それから、指定管理者に係る選考でございますが、まずこの案件につきまして指定管理を取り消すかどうかというのが、要項上14条にあるんですが、取り消しの要項としましては、倒産または解散したとき、会社更生法、民事再生法の規定に基づく再生手続に至ったとき、財務状況が著しく悪化し、管理業務の履行が確実でない認められたとき、その他指定管理者として不適切だと認めたときが指定管理者の取り消しができる部分でございます。この中で特に4番目がこの不適切だと認められたときが該当する部分かどうかということで、これにつきましては、永楽会のほうに直接12日に報告があった後も聞き取り調査を行っている中で、また、町から10月28日に、向こうの永楽会のほうでもいろいろ施設の中での調査を行っている機関があるということで、10月28日に照会をし、11月9日にその解答を得たところでございます。以上です。

（不規則発言あり）

議 長 （馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

県からの部分については、なっていないと伺っております。

議 長 （馬場久雄君）

12番平渡高志君。

1 2 番 （平渡高志君）

多分、今度、新たにあさいな学園も管理やっておる中で、ある程度の期間が来て、また更新というときは私は県のほうでも考えると思うんですけども、スムーズにはいかないのかなと思いますけれども。普通の建設関係またいろいろな業者であれば、かなりこういう不祥事を起こせば、やっぱり指名停止を必ず来ると思うんですよね。ただ、すずらんとかひだまりとかは何もなっていないからいいと言いながら、本体がそういう本体というか、永楽会そのものがある一部でもそれをやっていれば、全体の問題なんですよ、ですから私はそこだけのものだけではなくて、永楽会全体の問題だと思うんですよ。どこの施設でも。ですから、やはりもっとある程度委員会のほうでも検討して、あと5年間またやるんですから、だだ今までここはなかったからいいんじゃないかと、やっぱりその会社そのものが、永楽会というのは1つの会社でしょう、そこがどこかでそういうことをやっていれば、私は次の指名のほうは考えなきゃいけないのかなと思うんですよ。今まで永楽会がずっとやっていたからほかの業者が入らないという、多分、あると思います。今までのこういう社会福祉法人の関係では。でも、永楽会が辞退をすれば、私はどこかの社会福祉法人が入ってくると思いますよ。あくまでも1社独占でやっているからこういうふうな問題、また、これくらい大きな問題を起こしてもまたやれるんだと、やはりこれはちょっと甘いんじゃないかなと思いますよ、ほかのいろいろな、建設関係の業者からしてみれば。ですからこれもちょっと考えていかなくてないのかなと思うんですがいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

議員おっしゃる部分については、選定委員会の中でもいろいろ話が出ている部分も

あったんですが、町から照会した部分でそれに該当した部分で、使い込みがあった施設が、先ほど何回も申してあれなんです、あさいなの1つの施設だけであったというようなこと、町の部分については当然適正な処理を行っていたというところ、さらには法人として先ほど申し上げられたような改善を行って新たな規定の中で鋭意取り組んでいくというような報告があったこと、それに被害者に対する返還も終わっているという状況も踏まえて、法人サイドの部分としても選定委員会の中ではそれらについては、町が委託している施設のほかにも法人としての取り組みをなされているというような評価の中での選定委員会の結果だと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

12番平渡高志君。

1 2 番 （平渡高志君）

今回の件で、富谷市のほうでも杜の風ですか、あの施設も指定管理で永楽会でやっておるようではありますが、やはり富谷市のほうでも今までのようにはいかないんじゃないのかというような状況も流れております。ですから、私はやっぱりそういうのを1社に任せればずっとそれを未来永劫やるんじゃないなくて、やはり競争心理も働かせながら、やはりしっかりとしたところにやっていただかないと、何も指名選考委員会なんていうの、私は形だけであって、前のところにまたやればいいんだという状況ではおかしいと思うんです。ですから今後、しっかりとしたそういうものを踏まえた中で、指名委員会のほうも動いていただかなければ、別な施設も今度いろいろあるわけですから。ここをきちっとやっておかないと、次もこれくらいで、何もこの施設だけちゃんとやっていたんだから、ほかの施設のことが不祥事起こしてもいいんだというような会社では私はおかしいと思うんですよ。そこのところだけはしっかりと、今回を踏まえて、いろいろな今から指定管理者制がとられていくと思うんですけれども、そこに普及しないような形でしっかりとやっていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

議員おっしゃる部分よくわかりました。先ほども申し上げたとおり、町のほうでも

チェック機能の部分で足りないところが十分あったかと大変反省をしておりますし、今回の案件につきましても新たな部分で、先ほど申し上げたようにモニタリングなり、応募の段階でそういった項目を含めて、利用者の方々が不利益にならないような形で厳しいモニタリング、監視を続けながら、よりよい指定管理制度の維持に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑はありませんか。4番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

1点だけ確認をさせていただきたいんですけども、指定期間の短縮とかいう、そういう話は選定委員会の中では出ませんでしたか。

議 長 (馬場久雄君)

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 (遠藤幸則君)

1回目の中では5年間というところでございまして、2回目の改善状況等を踏まえた中では、選定委員会の中では期間の部分については出てきませんでした。

議 長 (馬場久雄君)

よろしいですか。4番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

出てこないということなんですけれども、例えば、ペナルティと言っていいのかわからないんですけれども、そういう事案があった場合、もしこの期間で1社しか応札がなかったというのであれば、例えば指定期間を短くするとか、そういうのが少しあってもよかったのかなと個人的には思うんですけれどもいかがですか。

議 長 (馬場久雄君)

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

指定期間については、3年または5年ということがありますので、その取り決めがうまく作用していない部分があったかと思います。議員おっしゃるような形での内容の検討を、先ほどから申し上げますとおり、指定管理者の要項の中身の見直しを図っていく中でよりよい指定管理制度に持っていきたいと思っております。よろしくどうぞお願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

9番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

今回の着服事件ですね、県の監査もなされて、今着服された方が法人からも告訴されているという状況にあります。総合的に、私の判断でありますけれども、いたしていただきますと、決して福祉法人としての悪意があった行為ではなく、ある意味ガバナンスの問題はあったとはいえ、あくまでも一個人の不正であったのかなという思いがございます。そういった意味で、今回の要項に従って、結果的には失格要件に当たらなかったという上での永楽会の提案であろうというふうに理解をしておりますが、まずその理解でよろしいのかという話と、あと、先ほど別の議員からもお話がありました。公の施設の指定管理者制度運用取り扱い要項、これをよくよく見た中で、目的の1つとする部分がやっぱりその中にもありますとおりに長期固定型による弊害を排除するというので、3年または5年の契約を認めるというお話になっています。そのために公募をするということになっておるわけですが、実際のところ規定に基づく期間はおおむね1カ月ということで公募されているわけでありましてけれども、この公募の仕方が1社しか結果的には、過去3回、4回出てこないという中では、制度的に問題があるのではないかなと思いますが、どのように思われるかお聞かせいただきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

浅野議員にお答えを申し上げたいと思っております。

県の監査も入っている中で、使い込みをした職員については永楽会のほうでも懲戒解雇をしているという情報も入ってきております。やはり、組織としての部分が足りなかったのが、いわゆる社会福祉法人としての部分の、組織の分もやはり少しというんでしょうか、もう少し、きちっとした金銭感覚の管理を行っていけば起こらなかったところで、これは人事の部分も含めてなんでしょうけれども。それで、3年または5年、それから公募期間が1カ月間ということではありますが、先ほど申し上げたとおりスタートして11年目になっている、10年経過をしているような指定管理制度でございます。今回の経緯を含めて、要項等の中身をさらに検討させていただいて、改善すべきは改善しながらよりよい制度に立ち上げていきたいと思っております。以上でございます。

議長 （馬場久雄君）
9番浅野俊彦君。

9番 （浅野俊彦君）

私も、きょうの午前中に該当施設の状況がいかがかなと思って、ご利用者の状況を含めてちょっと拝見に伺いました。居宅サービスと受けていらっしゃる方が8名と、デイサービスの方がきょう1名いらっしゃったわけですし、かなり認知症が進まれている方なりですね、やっぱり介護される方が一気に変わっていくという中ではかなり弊害がある部分もあるのかなと見受けました。そういった意味で、この指定管理者制度の要項でちょっと問題がある部分が、県の指定管理の要項を見ると、県では最低で原則45日以上公募するというのが、今県の規定になっております。さらに、よく我々含め一般の方がわからない部分が、どこが指定管理の施設で、どこが指定管理を受けていて、管理期間がいつからいつまでなんだというのが、我々もなかなかわからない現状ですね。役場のホームページでうたっているわけでもなくてですね。一般の方、または一般企業の方なかなかわかり得ないこの制度上の問題があるのではないかと思われる中、繰り返しになりますが、県では原則45日以上を定めていてさらに常時どの施設がどこでとられていて、いつからいつまでの契約期間ですと一覧にしてホームページで常時公開をされています。具体的に言うと、大和町の施設にある県管理の指定施設ですと船形コロニーさんですとか、あそこもどどこでとられて、いつからいつまでですと一覧の表示がされています。競争の原理も必要な中で、今後の要項をつくれる中では、どこの施設、今回の介護施設に関わらず、指定管理をされている

施設等をやっぱり一覧にして、それを一般公開をして、1社に限らず固定化されることなく、競争の原理も働くような仕組みの変更が必要なんではないかと考えますが、ぜひ県の取り組み等も研究をいただきたいと思いますがいかがでございますか。

議 長 (馬場久雄君)

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 (遠藤幸則君)

県の要項等をご提示いただいて大変ありがとうございます。指定管理、町では64の施設を今やっております。そのうち任意の部分と公募に分かれているんですが、公募につきましてはこのデイサービスセンターすずらんと3施設のほか、あと宮床歴史の村、それから体育施設の関係でミズノの部分、3施設が公募によるものであります。ほかについてはそれぞれ任意でお願いをしている状況でございます。今、議員にご提案をいただいた部分については大変参考になっておりますので、これからの見直しの中でも含めていきたいと考えております。ありがとうございます。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑はありませんか。

ないようですからこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時36分 休 憩

午後2時46分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15「同意第5号 教育委員会教育長の任命について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第15、同意第5号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

ここで、教育長上野忠弘君の退場を求めます。

〔上野忠弘君退場〕

朗読を省略して提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第5号でございます。教育委員会教育長の任命につきまして、下記の者を教育委員会の教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

記といたしまして、住所、大和町吉岡字古館140番地。氏名、上野忠弘でございます。

別紙の説明資料をごらんいただきたいと思います。

主な学歴、経歴等はここに記載のとおりでございますが、推選の理由といたしまして、上野忠弘委員の任期満了に伴いまして、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新制度の教育長の任命に当たり議会の同意をお願いするものでございます。

上野氏は、昭和52年に大学を卒業後、一迫町立長崎小学校を皮切りに学校教育に専念されておりましたが、宮城県の教育委員会教育庁スポーツ振興課主査や、利府町立利府第三小学校、多賀城市立多賀城小学校の教頭を経まして、河北町立大川中学校の校長、宮城県教育委員会指導主事、そして富谷町立成田中学校、大和町立大和中学校の校長を歴任されております。常に教育現場の第一線で活躍をされまして、その豊富な教育経験によりまして、平成24年から教育長としてご活躍をいただいております。このたび任期満了に当たりまして、新制度によります教育長として議会の同意を求めるところでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第5号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番門間浩宇君及び7番渡辺良雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6番門間浩宇君及び7番渡辺良雄君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛 成 17票

反 対 0票。

以上のおおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

教育長上野忠弘君の入場を求めます。

〔上野忠弘君入場〕

休憩します。

午後2時58分 休 憩

午後2時58分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

ただいま、教育長に同意されました上野忠弘君から挨拶をいただきます。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、挨拶申し上げます。

これまで、多々至らぬ点ありましたが、ご同意いただきましてありがとうございました。これからも議員の皆様、そして町長、副町長、そして課長さん方に支えていただき、一生懸命仕事をしてまいります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

見書」

議長（馬場久雄君）

日程第16、委発第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長堀籠英雄君。

議会運営委員会委員長（堀籠英雄君）

委発第2号でございます。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）をご説明させていただきます。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の1つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化しているところであります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928町村のうちおよそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村で無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況ございました。ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにする事で、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。

なお、意見書の文面につきましては記載のとおりであり、省略させていただきます。

地方自治法第99条の規定により、議長名で衆参両院議長のほかに記載の大臣宛に提出するものであります。以上、よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま意見書が可決されましたが、その字句、その他の整理を要するものについては、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、その整理については、議長に委任することに決定いたしました。

日程第17「委発第3号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書」

議長（馬場久雄君）

日程第17、委発第3号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。産業建設常任委員会委員長門間浩宇君。

産業建設常任委員会委員長（門間浩宇君）

委発第3号 有害鳥獣駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書（案）についてご説明をさせていただきます。

意見書（案）については、お手元に配付されているとおりであります。この件に関しましては、去る11月28日付で角田市議会議長柄目孝治氏より同意見書の提出を求める陳情書が議長宛に提出されているところであり、それに基づきました意見書を提出するものであります。

イノシシの生息域は拡大の一途をたどっており、宮城県内においては丸森町が生息域の北限と言われておりましたが、現在では県北部までに広がっており、これらイノシシの生息域の拡大に従い、当町においても農作物に深刻な打撃を与えていることは周知のとおりであります。かような状況に対して、平成20年10月に宮城県が策定し現

在第2期を迎えている宮城県イノシシ保護管理計画を受け、平成26年に大和町鳥獣被害防止計画を策定し、イノシシ被害防止に関する取り組みを行っているところでありますが、想定をはるかに超えるイノシシの繁殖力の前に、被害額の減少に至っていないばかりか、民家の庭先に群れであらわれ餌を探すなど、住民の日常生活すらも大きく脅かしており、捕獲数が繁殖数に到底追いついていない状況であります。よって、イノシシ個体数のさらなる削減、農産物被害軽減及び人的被害防止を実現するよう、産業建設常任委員会としましても下記の意見書を提出するべきとの判断に至りましたのでよろしくお願いいたします。

なお、意見書の文面につきましては記載のとおりであり省略をさせていただきます。

地方自治法第99条の規定により、議長名で宮城県知事宛に提出するものであります。以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま意見書が可決されましたが、その字句、その他の整理を要するものについては、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、その整理については、議長に委任することに決定いたしました。

日程第18「所管事務調査の申し出について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第18、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の調査の申し出があります。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第6回大和町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後3時10分 閉 会

上記会議の経過は事務局長浅野喜高の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員